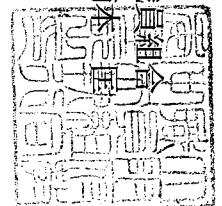


2016年7月7日

大阪府教育委員会
教育長 向井 正博 様

中央執行委員長 楠本三喜



勤務労働条件の改善に向けた大阪府教職員組合要求書

教職員の賃金ならびに勤務労働条件の改善のために、大阪府教育委員会に対し以下の実現を求めます。

記

1. 雇用と年金の確実な接続の趣旨や「職務給の原則」ならびに「コストの増大を避けつつ高齢者の雇用を確保するために、再雇用後の賃金を下げること 자체は合理的だが、業務の内容や責任が同じ場合に賃金格差がある場合は労働契約法に反する」との趣旨の東京地裁判決（2016年5月13日 長沢運輸事件）をふまえ、再任用教職員の給料・手当の改善を図ること。

2. 総務省「臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等について」（2014年7月4日）通知等をふまえ、臨時・非常勤教職員の勤務労働条件を改善すること。

(1) 臨時の任用教職員の初任給の上限を撤廃すること。とくに府立学校臨時講師と小中学校臨時講師の格差を是正するため、小中学校教育職給料表1級の最高号給を引き上げるなど改善を図ること。

(2) 相当の経験年数を有する臨時講師について、教育職給料表2級を適用すること。

3. 月途中に採用される教育職給料表適用以外の臨時の任用職員にも、通勤手当を日割り等で支給すること。

4. 非常勤職員の待遇などの労働条件問題は常勤職員と共に通・密接に関連するものであることから、常勤職員の給与改定にあわせて報酬単価を引き上げること。また、非常勤講師の報酬単価を経験年数等に応じて引き上げること。加えて、外国語（英語）指導員（NET）などについて、育児休業制度を導入すること。

5. 民間の育児・介護休業法等が改正されたこと、また国家公務員においても両立支援制度の改正が予定されていることをふまえ、以下の改善を行うこと。

(1) 介護休暇の取得期間上限（1回につき90日）を撤廃すること。また、介護休暇とは別に、連続する3年間の期間中、公務の運営に支障がないと認める場合は、1日につき最大2時間勤務しないことができる制度（介護時間（仮称））を導入すること。
(2) 育児休業等の対象となる子の範囲を、特別養子縁組の監護期間中の子や養子縁組里親に委託されている子などにも拡大すること。

(3) 妊娠・出産・育児休業・介護休暇等の制度等の利用に関する言動（マタハラ等）の防止に向け、職員からの相談に応じ、適切に対応するため必要な体制の整備等を講ずること。

6. 修学旅行等の泊を伴う学校行事の実施にあたっては、食費相当分を支給すること。

7. 2010年の給与制度改革による「降格」により、昇給がないとされた学校事務職員の人材育成と士気高揚及び技能労務職員に係る懸案課題等について速やかに解決を図るため、「総合的な人事制度」を構築すること。

8. 1人配置が多数を占める事務職員や養護教諭、栄養教諭など少数職種の教職員が安心して育児短時間勤務や高齢者部分休業を活用できるよう、とくに代替者について年度初めの繁忙期にも措置するなど、配慮すること。

9. 制度本来の目的・趣旨をゆがめる「教職員の評価・育成システム」の評価結果の給与等への反映をやめること。また当面、勤勉手当の拠出分については、年間0.06月分を縮小すること。

10. 地方公務員法第39条ならびに教育公務員条例法第22条第2項の趣旨と重要性について、管理職ならびに教職員に周知し、教職員の創造的な研修を保障すること。

11. 介護を理由とする離職再任用制度を教員以外にも拡大するなど、介護要件を有する教職員に対する支援策を講じること。

12. しうがい種別が異なる子どもたちの教育保障には、しうがい種別ごとの学級設置は重要である。「混在学級」で、しうがい種別の異なる子どもたちを指導する教職員の負担軽減を図るために、しうがい種別ごとの学級設置を促進するとともに、適正規模となるよう通級指導教室の設置を促進すること。さらに、「医療的ケア体制整備推進事業」については、看護師配置を学校単位ではなく、医療的ケアが必要な子どもごとに配置することにより、負担軽減を図ること。

13. 中学校給食の実施については、「対象が生徒全員であること」「完全給食」「単独校方式」など、教育的意義をふまえたものであることが重要である。複数校を担当するなどの過重な負担を強いられている栄養教職員について、各校に栄養教諭を配置することや中学校デリバリー給食に対する加配措置を継続するなど、栄養教職員の業務負担の軽減方策を講じること。

14. 子どもたちにとって継続した「食教育」を保障することは、きわめて重要である。栄養教諭が産前・産後休暇や育児休業、病気休暇などを取得する際、代替者のうち「栄養教諭免許状」所持者には「教育職給料表」を適用すること。

15. 妊娠した栄養教職員にとって、寒暖や運搬、兼務校への移動等は、母性保障の観点から

改善すべき点が多い。職務軽減など改善策について検討すること。

16. アレルギー疾患を有する子どもたちが、安全・安心に学校生活を送ることができる環境を整備することは重要な課題である。文科省「今後の学校給食における食物アレルギー対応について」通知（2014年3月26日）ならびにアレルギー疾患対策基本法（2014年6月27日公布）の趣旨にもとづき、中学校給食の実施拡大という大阪府における独自課題への対応も含め、一部の教職員に業務負担が偏ることのないよう、すべての教職員を対象とした研修の実施、人的配置の充実など適切な措置を講じること。

17. 学校保健安全法施行規則の一部改正により、今年度から子どもたちの健康診断に「四肢の状態（四肢の形態及び発育並びに運動器の機能に注意すること）」が追加された。実施にあたり保護者等への周知については、各学校でも文書等で行っているが、保護者の理解については十分に得られているとは言いがたく、保護者対応で養護教諭をはじめ教職員の業務負担が増加している。府教委として広報活動を強化するなど、教職員の多忙化・負担増を防止するよう配慮を行うこと。

18. 入試制度によって中学校現場で教職員の多忙化・負担増が生じている。真に子どもたちのためとなる進路保障・進路指導に懸命に日々尽力している教職員について、多忙化・負担増を防止するための支援策を講じること。

19. しうがいのある教職員の勤務労働条件改善に向け、具体的な「合理的配慮」を示すことで、とくに通勤に際して交通用具を利用するしうがいのある教職員について、家庭訪問や企業訪問などの出張時に必要となる高速道路・有料道路の料金や駐車場使用料金を支給すること。また、子どもたちの安全確保の観点から校内に駐車場を確保できない場合、近隣の駐車場使用料金を公費負担すること。

20. 教職員の多忙化解消ならびに過重労働防止に向け、以下を実現すること。

(1) 教員の時間外勤務が増大する最大の要因が部活動指導であることは、府教委調査等からも明らかである。これまでの「指導の補助としての部活動支援員の配置」とは別に、名古屋市などの例を参考に単独指導・単独引率ができる特別職の公務員身分を有する「外部顧問」制度を中学校・高校に導入するなど、顧問教員の負担軽減に努めること。
(2) 勤務時間終了後の留守番電話や転送電話の導入、長期休業中の閉校日の設定、ノーパーク活動デーの導入等、全国の自治体・学校での先進事例を紹介するなど、府教委として教職員の多忙化解消に向けた支援策を講じること。

21. 教育改革を推進し、教員が子どもと向き合う時間の確保のため、教育委員会による指示・通達等の精選、調査統計の対象と方法、教職員の研修や研究指定校等の在り方の見直しなど、教職員の業務負担軽減に向けた方策をすすめること。さらに、大学など外部機関が各学校を対象に依頼する調査等については、学校現場への負担増を招かないよう、府教委が調整を行うこと。

22. ストレスチェックと面接指導の実施にあたっては、改正労働安全衛生法の目的と趣旨（＝

メンタルヘルス不調の一次予防と集団分析による職場環境の改善）を教職員に周知し、個人情報の管理と保護を徹底すること。また、教職員にストレスチェックの受診義務そのものは課されていないことを前提としつつ、職場の安全衛生委員会の活性化に資する制度とするなど、職場環境の改善に努めること。

23. 精神疾患による休職者の復職直後における職務軽減など、復帰にともなう支援策を教員以外職種においても実施すること。

以上